

# 消防出初式

**日時** 1月10日(土) 10時～  
**場所** 湯本小学校校庭 (雨天の場合は、小学校体育館)  
 当日は、消防団員の表彰式と併せて、幼年消防クラブや消防隊などの演技を披露しますので、ぜひ、ご覧ください。  
 なお、駐車場はありませんので、交通機関を利用してください。  
 ※当日、8時にサイレンを鳴らしますが、火災と間違えないでください。

**照会先** 消防本部消防総務課 ☎82-4511

## 長寿医療制度・国民健康保険の保険料のお支払い方法について

長寿(後期高齢者)医療制度および国民健康保険における保険料の支払いが現在年金天引きになっている方は、平成21年4月から、現行どおりの天引きによる支払いが、口座振替のどちらかを選択することが可能となります。

1月20日(火)までに手続きをされずと、平成21年4月分の年金からの天引きが中止され、長寿医療制度は7月から、国民健康保険は4月から口座振替による支払いになります。詳しくは、お問い合わせください。

# 確定申告相談会

確定申告の共同相談会(国・県・町共催)を次のとおり開催します。

今回から、仙石原文化センターのみでの開催となりますので注意してください。

**期日** 1月30日(金)  
**場所・時間** 仙石原文化センター  
 ・午前の部 9時30分～12時  
 ・午後の部 13時～15時30分

当日は申告書の受付も行いますので、添付する書類や印鑑などを持参してください。

なお、次に該当するサラリーマンの方は、税金の還付が受けられます。

# 申告はお早めに

## 一税についてのお知らせ

照会先 税務課 ☎85-7750

- 住宅ローンによって、新築(増築も対象)または既存の住宅を取得した方(平成11年から平成18年までに入居して平成20年分以降の所得税が住宅借入等特別税額控除の対象となる方)
  - 多額の医療費などを支払った方(病院ごとの集計を必ず行ってください)
  - 災害や盗難による損失を受けた方
  - 年の途中で退職し、再就職していない方
- ◎ 確定申告書の提出は、2月16日(月)から3月16日(月)(土・日曜日は除く)までです。3月になると申告会場が混み合いますので、なるべく2月中に申告を済ませてください。

## 給与支払報告書など法定調書の提出は2月2日(月)までに

平成20年分の給与所得の源泉徴収票など法定調書の提出期限は2月2日(月)です。

源泉徴収票や報酬支払調書、不動産の使用料などの支払調書は、合計表とともに税務署へ、また、給与支払報告書は、1月1日現在の受給者の居住地を所管する市区町村へ提出してください。

※被保険者本人・世帯主・配偶者のいずれかの口座から支払いができます。(世帯主または配偶者の口座からの支払いに変更した場合、社会保険料控除は口座振替により支払った方に適用されます)

※手続きが1月20日を過ぎた場合は、4月分の年金から保険料が天引きされます。

**照会先** 保険年金課 ☎85-9564

## 宝くじの助成金で心臓生訓練人形を購入しました

町では、自主防災の活動の充実や育成を図るため、(自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業)により宝くじの助成金を受けて、心臓生訓練人形(大人・子ども・乳児)を購入しました。

今回の整備により、多くの方に心肺生による人命救助の体験をしていただき、災害時には、一人でも多くの方の命が助かるよう、日ごろからの訓練により習得してください。

貸出を希望する方は、連絡してください。

**照会先** 防災課 ☎85-9562



## 住宅戸数を変更した方は住宅用地の申告を1月20日(火)までに

住宅敷地として使用している土地とそれ以外の土地では、固定資産税額の計算方法が異なります。そのため、次の方は住宅用地の申告をしてください。

〈申告が必要な方〉

- 平成21年1月1日現在、町内に住宅敷地として使用している土地をお持ちの方(今までに住宅用地の申告をされ、内容に変更のない方は、申告の必要はありません)
- 住宅戸数が、平成20年1月1日現在と平成21年1月1日現在で変更がある方

〈申告の方法〉

税務課にある申告書に必要事項を記入のうえ、1月20日(火)までに提出してください。

## 償却資産の申告は1月20日(火)までに

毎年1月1日現在で所有している資産のうち、土地・家屋以外の事業用資産については、償却資産として申告するよう義務づけられています。

これらの資産を所有している方は、申告書を1月20日(火)までに税務課へ提出してください。

なお、新しく事業を始めた方、

申告用紙が届いていない方は、税務課へ連絡してください。

## 償却資産の対象となるもの(例)

<b>飲食店</b> ● 厨房設備 ● レジスター ● カラオケセット ● 冷蔵庫 など	<b>理容業 美容業</b> ● 理・美容椅子 ● 洗面設備 ● タオル蒸し器 ● サインポール など
<b>小売店</b> ● 商品陳列ケース ● 冷蔵庫 ● 自動販売機 ● 冷蔵ストッカー など	<b>医院</b> ● ベッド ● 手術台 ● X線装置 ● 調剤機器 など

## 家を取りこわした方は家屋の滅失届を1月20日(火)までに

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。未登記の家屋を取りこわした方で、まだ家屋滅失届の手続きをされていない方は、1月20日(火)までに税務課へ家屋の滅失届を提出してください。

なお、登記している家屋については、横濱地方支局小田原支局へ建物滅失登記申請書を提出してください。



## 確定申告指導会場の開設

青色申告会では、平成20年分の確定申告にあたり、次のとおり「確定申告指導会場」を開設します。だれでも無料で相談ができます。

また、税理士による無料相談コーナーやお子さん連れの方のためにキッズルームもありますので、ぜひご利用ください。

**期間** 2月1日(日)～3月16日(月) (期間中は、土・日曜日、祝日も開設しています)  
**時間** 9時～17時  
**場所** 納税センター青色会館5階大ホール(旧小田原合同庁舎)  
**照会先** (社)小田原青色申告会 ☎0465-24-2611

## 平成21年 箱根町成人式『結(ゆい)～繋がり～』

成人を迎えられた皆さんの新しい門出をお祝いして、成人式を開催します。

**日時** 1月12日(月) 成人の日 (受付:11時～)  
**場所** ホテル小涌園コンベンションパレス

第1部 式典 正午～ 祝辞・新成人代表のことばなど  
 記念写真撮影 12時25分～  
 第2部 交流会『ENJOY!』  
 (成人式実行委員会の企画・運営による交流会)  
 12時45分～

その他 当日は、案内状を持参してください。  
**照会先** 教育委員会生涯学習課 ☎85-7601

# 20歳になったら!

## 20歳になったら国民年金(新成人のためのQ&A)

- Q** 年金は老後だけのものですか?  
**A** 国民年金には、病気やけがで障がいが残ったときに受けられる障害基礎年金、一家の生計を支えてきた加入者が亡くなったときに受けられる遺族基礎年金もあります。万一のときでも、年金には経済的な保障があります。
- Q** 現在厚生年金に加入しているから、国民年金は関係ないのでは?  
**A** 厚生年金や共済年金に加入している方も、国民年金の『第2号被保険者』といい、同時に国民年金にも加入することになります。国民年金は、すべての公的年金に共通するため、基礎年金ともいいます。
- Q** 保険料は何年くらい納めるの?  
**A** 国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めると満額の老齢基礎年金が受けら

- れます。また、年金を受けるためには最低25年の納付済期間(免除期間、合算対象期間などを含む)が必要です。
- Q** 保険料を納められないときはどうすればいいの?  
**A** 経済的に苦しくて保険料が納められないときのために『保険料免除・納付猶予制度』があります。申請して、承認されれば保険料が免除、または猶予されます。また、学生には、『学生納付特例制度』があり、申請により保険料の納付が猶予されます。
- Q** 将来年金は本当にもらえるの?  
**A** 国民年金は、国が責任を持って運営している制度です。必要な財源は、国が一部負担し適切な見直しを行っていますので、保険料を納めることにより、年金は受け取れます。
- 照会先** 保険年金課 ☎85-9564